

2018年12月28日

日本公認会計士協会
会長 関根愛子

平成31年度税制改正の大綱に関する会長コメント

去る12月14日に公表された「平成31年度与党税制改正大綱」（以下「与党大綱」といいます。）では、経済再生と財政健全化を両立させることが、最重要課題であると明示されています。また、今後とも、格差の固定化に繋がらないよう世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築等といった考え方の下に、検討が進められるものとされています。そして21日には、与党大綱を踏まえ、政府の「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定されています。

当協会は、本年6月に「平成31年度税制改正意見・要望書」及び「税制の在り方に関する提言」を公表するなど、我が国経済社会の維持・発展に貢献するために、中立的な観点から、我が国税制に対し要望・提言をしてきました。

その結果、来年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う対応等として、軽減税率制度の導入については、具体的な事例のQ&Aの追加や個別相談など、一層丁寧な対応による周知徹底を行う方針が与党大綱に明示されました。当協会は、「平成31年度税制改正意見・要望書」において、軽減税率を導入する場合はその対象品目の区別が明瞭な制度設計をするよう要望しており、与党大綱に明示された方針は、これに適うものと考えています。

また、経済活動の国際化の対応として、「BEPSプロジェクト」による国際的合意事項等に基づき、移転価格税制等が改正されることが両大綱に明示されました。この点については、「税制の在り方に関する提言」においても提言したとおり、今後の具体的な制度化に当たり、企業の法的安定性、予測可能性などに配慮した内容になることを望まれます。

当協会は、我が国経済社会のあり方に密接に関連する税制に関し、引き続き、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、積極的に意見発信してまいります。

以 上